

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	船員労働統計調査	2
	学校基本調査	5
	社会教育調査	8
2	一般統計調査の承認	12
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	14
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	15
	(2) 変更	15

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30. 2. 15	船員労働統計調査	国土交通省 総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室
H30. 2. 26	学校基本調査	文部科学省 生涯学習政策局政策課 調査統計企画室
H30. 2. 26	社会教育調査	文部科学省 生涯学習政策局政策課 調査統計企画室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	船員労働統計調査
承認年月日	平成30年2月15日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>昭和22年以来、総理府統計局で毎月勤労統計調査の一部として実施されてきたが、昭和23年9月に船員を除く陸上産業の労働者の調査が労働省に移管されたことを受け、総理府統計局では引き続き船員関係の調査を指定統計第17号「船員毎月勤労統計」として実施してきた。</p> <p>しかし、昭和32年3月、この調査が総理府統計局から運輸省に移管され、昭和32年4月からは、この調査と従前から運輸省で実施してきた指定統計第28号「船舶船員統計」の給与関係の調査と「汽船船員給与調査、機帆船船員給与調査及び漁船船員給与調査」の3種の統計調査を統合して新しく指定統計第90号「船員労働統計」として実施するようになった。</p> <p>その後の主な改正点は、以下のとおりである。</p> <p>《昭和39年》調査員調査から郵送調査へ移行</p> <p>《昭和40年》漁船船員に関する調査について、業種ごとに標本調査と全数調査を併用してきたが、調査全体を全数調査に変更</p> <p>《昭和51年》汽船乗組員中運輸大臣が指定するものを調査対象としている個人調査及び帆船乗組員について行っている特別調査を、指定船舶の乗組員についての詳細調査に統合</p> <p>《平成7年》指定船舶の簡略調査について、報酬額に対する調査項目を削除し、労働時間のみの調査に変更</p> <p>《平成19年》指定船舶、漁船及び特殊船調査について、女子船員、外国人船員の調査項目を追加。指定船舶の詳細調査について、年間総労働時間の項目を追加したことにより、指定船舶の簡略調査を廃止</p> <p>《平成30年》船舶及び船員の構造の変化に対応できるよう、指定船舶に関する調査の標本設計を見直し、客体数を変更</p>
調査票の構成	1－船員労働統計調査票（第一号様式） 2－船員労働統計調査票（第二号様式） 3－船員労働統計調査票（第三号様式）
公表	インターネット及び印刷物（指定船舶（第1号調査）：毎年12月末、漁船（第2号調査）：毎年6月末、特殊船（第3号調査）：毎年12月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、第一号様式の客対数を約1,200から約400に変更</p>
調査票－1	船員労働統計調査票（第一号様式）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（以下この調査において同じ）であつて、総トン数20トン以上の指定船舶^(注)（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者</p> <p>（注）漁船と特殊船（引船、はしけ及び官公署船）以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶</p>
客体数／母集団数	約400/3,800
選定方法	無作為抽出
母集団情報	船員労働統計母集団調査の調査票情報及び船員法第111条に規定する業務報告から作成した指定船舶の母集団名簿
配布・収集	【配布】郵送・オンライン、【収集】郵送・オンライン・FAX
把握時	<p>毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間）</p> <p>ただし、年間総労働時間については、調査実施年前年の1年分（1月から12月までの分）</p>

調 査 組 織	国土交通省－地方運輸局（運輸監理部を含む。）・沖縄総合事務局－運輸支局・海事事務所－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年6月1日～8月末日
調 査 事 項	<p>1. 報告者に関する事項（氏名又は名称及び住所、所属船主団体名、労働組合の状況）</p> <p>2. 指定船舶に関する事項（名称、総トン数、稼働日数、用途、航行区域、内外航別）</p> <p>3. 指定船舶に乗り組む船員に関する事項（船長・職員、部員ごとの船員数及び女性・外国人船員の内数）</p> <p>以下、指定船舶に乗り組む全ての船員について、職種ごとに報告を求める事項</p> <p>4. 年齢、5. 性別、6. 外国人か否か、7. 経験年数、8. 年間総労働時間（時間内労働時間、時間外労働時間、補償休日労働時間）、9. 年間取得休日数（有給休暇、休日・休暇）、10. 月間総労働時間、11. 定期払いを要する報酬（給料、家族手当、その他の手当）、12. 割増手当・夜間割増、13. 特別に支払われた報酬、14. 航海日当、15. その他の手当</p>
調 査 票 ー 2	船員労働統計調査票（第二号様式）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	船員法第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の漁船（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者
客体数／母集団数	約1,000
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	船員法第111条に規定する業務報告により作成される漁船の母集団名簿
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送・オンライン、【取集】郵送・オンライン・FAX
把 握 時	毎年12月末現在において、当該年の1年分（1月から12月までの分）
調 査 組 織	国土交通省－地方運輸局（運輸監理部を含む。）・沖縄総合事務局－運輸支局・海事事務所－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年12月1日～翌年2月末日
調 査 事 項	<p>1. 報告者に関する事項（氏名又は名称及び住所）</p> <p>2. 漁船に関する事項（船名（まき網漁業は主船名）、総トン数、用途）</p> <p>3. 従業状態、報酬額に関する事項（漁業の種類、漁業種類ごとの次に掲げる事項）（1）漁業期間、（2）航海日数、（3）航海回数、（4）漁業期間中最も乗組員数が多かった月と人員数、（5）漁業期間中最も乗組員数が少なかった月と人員数、（6）水揚高合計額、（7）乗組員に支払われた報酬合計額、（8）報酬の支払形態、（9）報酬（給料、歩合給、その他の手当、特別に支払われた報酬、航海日当）</p> <p>4. 漁船に乗り組む全ての船員について漁業種類及び職種ごとに報告を求める事項（1）人員数及び女性・外国人船員の内数、（2）持代（歩）数及び女性・外国人船員の内数、（3）給料又は最低保障額及び女性・外国人船員の内数</p>
調 査 票 ー 3	船員労働統計調査票（第三号様式）
対象範囲（地域）	全数
対象範囲（属性）	船員法第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の特殊船（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者
客体数／母集団数	約530
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	船員法第111条に規定する業務報告により作成される特殊船の母集団名簿
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送・オンライン、【取集】郵送・オンライン・FAX
把 握 時	毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間（給与締切日の定めがある場合には、

	6月の最終給与締切日以前の1か月間
調査組織	国土交通省一地方運輸局（運輸監理部を含む。）・沖縄総合事務局一運輸支局・海事事務所一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年6月1日～8月末日
調査事項	<p>1. 報告者に関する事項（氏名又は名称、住所）</p> <p>2. 特殊船に関する事項（用途、隻数、総トン数又は積トン数）</p> <p>3. 特殊船に乗り組む全ての船員について、職階ごとに報告を求める事項（1）船員数及び女性・外国人船員の内数、（2）総延稼働日数及び女性・外国人船員数の内数、（3）時間外・補償休日労働時間及び女性・外国人船員の内数、（4）年間取得休日数（有給休暇、休日・休暇）及び女性・外国人船員の内数、（5）報酬（定期払いを要する報酬（給料、その他の手当）、割増手当・夜間割増、特別に支払われた報酬、航海日当）及び女性・外国人船員の内数</p>

【 調 査 名 】	学校基本調査
承認年月日	平成30年2月26日
実施機関	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室
目的	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
沿革	学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和23年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに旧統計法に基づく指定統計調査として「学校基本調査」が開始された。当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学齢児童及び学齢生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。また、平成15年度調査からはオンライン調査が導入されている。なお、新統計法の施行に伴い、現在は基幹統計調査として扱われている。
調査票の構成	1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学学齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票
公表	インターネット及び印刷物：「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」（調査実施年度8月頃）、「学校基本統計（学校基本調査報告書）」（調査実施年度12月頃）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 本調査で「学校」とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。なお、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の学校には、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校をそれぞれ含む。</p> <p>3. 主な承認内容は、報告を求める事項の変更（①学校調査票（幼稚園ほか7票）及び学校通信教育調査票（高等学校）の休職者等教員数を把握する調査項目において、休職等理由区分から「結核」を削除、②卒業後の状況調査票（中学校）の「状況別卒業生数」を把握する調査項目において、就職者等の就業形態を正規・非正規別に把握、③学校調査票（幼稚園）の「学級別年齢別在園者数」を把握する調査項目の総計の内訳として、認定区分（1号認定・2号認定）別の在園者数を把握、④学校調査票（高等学校及び専修学校）の入学者のうち新規卒業生数を把握する調査項目において、内訳項目の「中学校卒業生」を「中学校・義務教育学校卒業生」に変更）及び集計事項の変更（幼保連携型認定こども園における非常勤職員に係る集計事項の追加^(※)）</p> <p>※厚生労働省の協力を得て、同省が毎年実施する社会福祉施設等調査（一般統計調査）の調査結果を活用して統計表を作成</p>
調査票－1	学校調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校
客体数／母集団数	約60,000
選定方法	全数
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（大学・高等専門学校、国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）

	文部科学省—都道府県—報告者（公立・私立の高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。）・中等教育学校、都道府県立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）文部科学省—都道府県—市町村—報告者（市町村立・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調 査 事 項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部、学科、課程又は学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況
調 査 票 - 2	学校通信教育調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校
客体数／母集団数	約250
選 定 方 法	全数
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	毎年5月1日現在
調 査 組 織	文部科学省—都道府県—報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	都道府県知事が定める期日
調 査 事 項	1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況
調 査 票 - 3	不就学学齢児童生徒調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市町村の教育委員会
客体数／母集団数	約1,700
選 定 方 法	全数
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	毎年5月1日現在
調 査 組 織	文部科学省—都道府県—市町村—報告者（市町村教育委員会）
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	市町村長が定める期日
調 査 事 項	1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数
調 査 票 - 4	学校施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、公立の学校（幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、公立大学法人が設置する大学・高等専門学校）、私立の学校
客体数／母集団数	約18,500
選 定 方 法	全数
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	毎年5月1日現在
調 査 組 織	文部科学省—報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法人及び私立学校（大学・高等専門学校に係るもの。））文部科学省—都

	道府県一報告者（都道府県立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、私立の高等学校及び中等教育学校（大学・高等専門学校に係るものを除く。）文部科学省一都道府県一市町村一報告者（市町村立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校及び各種学校（大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校を除く。））
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年7月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の用途別、構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況
調査票－5	学校経費調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、公立大学法人の設置する大学
客体数／母集団数	約250
選定方法	全数
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	前会計年度間
調査組織	文部科学省一報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、公立大学法人）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月31日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する事項、4. 収入に関する事項
調査票－6	卒業後の状況調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
客体数／母集団数	約17,000
選定方法	全数
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	前年度間の卒業生（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省一報告者（大学及び高等専門学校、国立の中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。））文部科学省一都道府県一報告者（公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。））文部科学省一都道府県一市町村一報告者（市町村立・私立の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。））
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業生の進学、就職等の状況

【調査名】	社会教育調査
承認年月日	平成30年2月26日
実施機関	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室
目的	社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
沿革	本調査は、昭和30年度に開始され、昭和50年度までは3年から5年ごとに実施され、それ以降は3年周期で実施されてきたものである。昭和59年度調査においては「青少年教育施設調査」及び「婦人教育施設調査」（平成14年度調査から「女性教育施設調査」に名称変更）が加えられ、昭和62年度調査においては「文化会館調査」が加えられた。また、平成20年度調査においては「生涯学習・社会教育施設等調査」（文部科学省が実施していた旧統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集）が本調査に統合されたほか、新たに「生涯学習センター調査」が加えられた。さらに、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（社会教育調査）を作成するための基幹統計調査として位置付けられている。
調査票の構成	1－社会教育行政調査票 2－公民館調査票 3－図書館調査票 4－博物館調査票 5－青少年教育施設調査票 6－女性教育施設調査票 7－体育施設調査票 8－劇場、音楽堂等調査票 9－生涯学習センター調査票
公表	インターネット及び印刷物（社会教育調査中間報告：調査実施年度の翌年7月、社会教育調査報告書：調査実施年度の翌々年3月）
備考	1. 今回の承認は、平成30年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、報告を求める事項の変更（①社会教育施設が開設する学級・講座の内容を把握する調査項目に係る学習内容別区分コード表について、学習内容の分類（小分類）を統廃合・細分化するとともに、各分類に該当する講座の具体例をより詳細かつ分かりやすくなるよう変更、②法人番号欄の追加）
調査票－1	社会教育行政調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）
客体数／母集団数	1,792
選定方法	全数
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、2. 社会教育委員等に関する事項、3. 社会教育関連事業の実施状況
調査票－2	公民館調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	1. 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定に基づき設置された公民館、2. 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの
客体数／母集団数	14,841
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿

配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省—都道府県教育委員会—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 施設の種別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する状況、7. 施設の利用状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 公民館運営審議会等の設置状況、10. 運営状況に関する評価の実施状況、11. 耐震診断の実施状況
調査票－3	図書館調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	1. 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館、2. 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの
客体数／母集団数	3,331
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省—都道府県教育委員会—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 本館又は分館の別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. 資料の状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 図書館協議会等の設置状況、10. 運営状況に関する評価の実施状況
調査票－4	博物館調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	1. 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館、2. 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設、3. 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設
客体数／母集団数	5,690（博物館1,256、博物館類似施設4,434）
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館類似施設」名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 施設の種別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. 資料の状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 博物館協議会等の設置状況、10. 運営状況に関する評価の

	実施状況
調査票 - 5	青少年教育施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設
客体数／母集団数	941
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 施設の種別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. 施設の利用状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 運営状況に関する評価の実施状況
調査票 - 6	女性教育施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設
客体数／母集団数	367
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 職員に関する事項、4. 施設・設備に関する事項、5. 事業実施に関する事項、6. 施設の利用状況、7. ボランティア活動に関する事項、8. 運営状況に関する評価の実施状況
調査票 - 7	体育施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設
客体数／母集団数	37,067（社会体育施設 27,196、民間体育施設 9,871）
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者、文部科学省－都道府県教育

	委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 施設の種類、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. ボランティア活動に関する事項、8. 運営状況に関する評価の実施状況
調査票－8	劇場、音楽堂等調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの
客体数／母集団数	1,851
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 劇場、音楽堂等」名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 職員に関する事項、4. 施設・設備に関する事項、5. 事業実施に関する事項、6. ボランティア活動に関する事項、7. 運営状況に関する評価の実施状況
調査票－9	生涯学習センター調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設
客体数／母集団数	449
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日現在
調査組織	文部科学省—都道府県教育委員会—報告者、文部科学省—都道府県教育委員会—市町村教育委員会—報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成30年10月1日～12月10日
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 職員に関する事項、4. 施設・設備に関する事項、5. 事業実施に関する事項、6. 施設の利用状況、7. ボランティア活動に関する事項、8. 運営状況に関する評価の実施状況

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
地域保健・健康増進事業報告	平成30年2月1日	厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	360保健所 1,737市区町村	全数	オンライン	1年	調査実施年度の翌年度6月末日	
地方教育費調査	平成30年2月7日	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室	学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	47都道府県教育委員会 1,814市町村教育委員会 4,510校	全数	オンライン	1年 隔年	毎年11月15日 調査実施年6月30日	
容器包装利用・製造等実態調査	平成30年2月7日	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課	容器包装の利用・製造等の実態を把握し、再商品化義務量策定のための数値等を算出するための基礎データを得ることを目的とする。	全国	2	38,000企業	無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年5月～6月	
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	平成30年2月8日	文部科学省生涯学習政策局情報教育課	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、デジタルテレビ等の整備の状況、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	33,997校	全数	オンライン	1回限り	平成30年2月中旬～6月中旬	今後も継続的な実施が想定されているが、調査事項の適切な設定及び公表期日の対応について確認が必要であるとの観点から、1回限りで承認。
畜産物流通調査	平成30年2月9日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	畜産物との畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。	全国	4	238と畜場 182機関 141処理場	全数 有意抽出	調査員 郵送 オンライン 電話 FAX	と畜作業が行われた日 毎月 1年	と畜作業が行われた日の当日 調査実施月の上旬 調査実施年の前年の12月上旬～調査実施年の1月末 毎年2月上旬～3月中旬	
大気汚染物質排出量総合調査	平成30年2月15日	環境省水・大気環境局大気環境課	大気環境の保全を図るため、全国に設置するばい煙発生施設から排出された大気汚染物質の排出量を把握し、ばい煙発生施設の排出規制制度の見直しや微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントの低減策等を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。 また、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガスの排出・吸収の目録(インベントリ)の作成に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	88,000工場・事業場	全数	郵送 オンライン	3年	平成30年9月3日～11月2日	
通信・放送産業動態調査	平成30年2月20日	総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室	通信・放送産業を構成する電気通信業、放送業及び有線テレビジョン放送業の活動を動態的に把握し、機動的な情報通信政策の企画推進に資するとともに、通信・放送産業の健全な発展を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	160企業	無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	毎四半期末月の翌月10日	
金属加工統計調査	平成30年2月20日	経済産業省製造産業局素材形産産室	金属化工業に関する生産又は販売の動向を用途別等に把握し、行政施策の企画・立案の基礎資料とすることを目的とする。	全国	2	680事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	調査実施月の翌月15日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
家計消費単身モニター調査	平成30年2月27日	総務省統計局統計調査部消費統計課	単身世帯を含めた総世帯の消費動向を毎月把握するため、家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数(CTI:Consumption Trend Index)に活用することを目的とする。	全国	1	2,400世帯	有意抽出	オンライン	毎月	1. 入力開始翌月から毎月初日の直後 2. 毎年、調査開始月と同月の「1」の入力開始前まで	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.2.9	船員労働統計母集団調査	国土交通省 総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	地域福祉に関する市民意識調査	平成30年2月16日	広島市健康福祉局 地域福祉課	地域福祉施策を推進する計画の策定をするに当たり、その基礎資料とすることを目的とする。	広島市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年3月上旬～ 3月中旬
	雇用動向調査	平成30年2月21日	京都府商工労働 部労働・雇用政策 課	人手不足と就労環境の現状と課題を把握し、今後の施策に活かすための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	1	2,000企業	有意抽出	調査員 郵送	不定期 (原則とし て1年)	平成30年3月1日～ 3月31日
	中学校等卒業者の進路状況調査	平成30年2月26日	埼玉県教育委員会 教育局教育総務部 教育政策課	埼玉県内中学校等卒業者の進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	8	483校	全数	オンライン	1年	毎年3月下旬頃～5月 中旬頃
(2) 変更	経済要求・妥結状況調査	平成30年2月1日	東京都産業労働局 雇用就業部労働環 境課	東京都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況及び春の賃金交渉時の付帯的な要求事項や妥結状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	2	1,120組合	有意抽出	郵送 電話	1年	毎年2月下旬～12月中 旬 毎年2月下旬～5月 末日
	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	平成30年2月22日	岩手県環境保健研 究センター保健科学 部	岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康いわた21プラン(第2次)」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とすることを目的とする。	岩手県全域	3	27,725人	有意抽出	調査員	1年	毎年9月末日 毎年10月末日
	福井県就業実態調査	平成30年2月23日	福井県総合政策部 政策統計・情報課人 口・生活統計グルー プ	就職支援施策に必要な不可欠な就業・不就業に関するデータを蓄積し、就業改善のための基礎資料を得ることを目的とする。	福井県全域	1	2,000人	無作為抽出	調査員	毎月	調査実施月の翌月5日 頃

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。